

## 平成 28 年度カモシカ保護管理検討委員会

日 時 : 平成 28 年 8 月 30 日 (火)  
午後 1 時 30 分 から  
場 所 : 岩手県公会堂 11 号室

### 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 第 4 次カモシカ管理計画 (案) について

(2) その他

4 閉 会

平成 28 年度カモシカ保護管理検討委員会出席者名簿

(平成 28 年 8 月 30 日)

区 分	所 属	職 名	氏 名	出 欠
学 識 経 験 者	国立大学法人岩手大学農学部	名 誉 教 授	青 井 俊 樹	出
	独立行政法人森林総合研究所東北支所	野 生 生 物 研 究 領 域 長	堀 野 眞 一	出
	公益財団法人盛岡市動物公園	園 長	辻 本 恒 徳	出
関 係 団 体	岩手県鳥獣保護管理員協議会	会 長	藤 澤 富 男	出
	公益社団法人岩手県猟友会	副 会 長 兼 専 務 理 事	菅 野 範 正	出
	岩手県森林組合連合会	業 務 部 長	佐々木信夫	出
	全国農業協同組合連合会 岩手県本部資材部	資材部次長兼 営農技術課長	小 川 義 則	出
行 政 関 機	岩手県農林水産部農業振興課	担い手対策課長	菊 池 政 洋	出
	岩手県農林水産部森林整備課	整 備 課 長	及 川 竜 一	出
	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課	文 化 財 課 長	斎 藤 邦 雄	代 理 大沢文化財調査員
市町村	盛岡市環境部環境企画課	課 長	嵯 峨 秀 俊	欠
	住 田 町 林 政 課	課 長	千 葉 純 也	欠
12 名				10 名

事 務 局	岩手県環境生活部自然保護課	総 括 課 長	清 水 一 夫
		総 括 主 査	佐 藤 和 彦
		主 査	石 亀 竜 太
		主 事	佐 々 木 佳 子
	岩手県農林水産部農業振興課	主 任	佐 藤 武 博
	岩手県農林水産部森林整備課	主 査	澤 崎 格

## カモシカ保護管理検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1 本県に生息するニホンカモシカ(以下「カモシカ」という。)の保護管理及び農林作物被害の防止等について、具体的な対策を検討し、適正な保護管理を推進するため「カモシカ保護管理検討委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 特定鳥獣保護管理計画の作成及び変更に関する事
- (2) 個体数管理に関する事
- (3) 生息環境管理に関する事
- (4) 被害防除対策に関する事
- (5) モニタリング等の調査研究に関する事
- (6) その他、カモシカの保護管理に関する事

(組織)

第3 委員会は、委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体及び行政機関等で委員会の運営に必要と認められる者のうちから、環境生活部長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。
- 4 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから予め委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 6 委員会の検討事項を専門的に審議するため、必要に応じて委員会に委員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 委員の任期は委嘱の日から、その日を含むカモシカ保護管理計画の期間が満了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

- 2 環境生活部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成15年8月6日から施行する。  
この要綱は、平成18年5月23日から施行する。  
この要綱は、平成19年5月7日から施行する。  
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成25年5月13日から施行する

# 第4次カモシカ管理計画(案)

平成29年〇月

岩 手 県

# 目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
	(1) 計画策定の目的	1
	(2) 計画策定の背景	1
	(3) <u>カモシカに関する現状</u>	3
2	<u>管理すべき鳥獣の種類</u>	1 2
	(1) 対象鳥獣	1 2
	(2) カモシカの生態的特徴	1 2
3	計画の期間等	1 2
	(1) 計画の期間	1 2
	(2) 計画の見直し	1 2
4	対象地域等	1 2
	(1) 対象地域	1 2
	(2) 地域個体群の区分	1 2
<del>5</del>	<del>カモシカに関する現状</del>	<del>5</del>
	<del>    (1) 生息環境</del>	<del>5</del>
	<del>    (2) 生息状況</del>	<del>6</del>
	<del>    (3) 被害状況</del>	<del>9</del>
	<del>    (4) 被害防除状況</del>	<del>1 0</del>
5	管理の目標	1 4
	(1) 基本目標	1 4
	(2) 地域個体群ごとの管理の目標	1 4
	(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方	1 4
6	管理の実施	1 6
	(1) 管理のための地域区分	1 6
	(2) 通常被害防除対策	1 6
	(3) 生息環境管理	1 7
	(4) 捕獲による防除	1 7
	(5) モニタリング等の調査研究	2 0
	(6) 管理の推進に係る今後の課題	2 2
<u>7</u>	<u>計画の実施体制及び普及啓発管理のために必要な事項</u>	<u>2 2</u>
	(1) 各機関の果たす役割	2 2
	(2) 普及啓発	2 3

## 1 計画策定の目的及び背景

### (1) 計画策定の目的

ニホンカモシカ (*Capricornis crispus*。以下「カモシカ」という。) について、その学術的価値に配慮しつつ科学的・計画的な管理を実施することにより、岩手県内に生息する各地域個体群の安定的な維持及び農林業被害の軽減を図り、もって人とカモシカとの適切な関係の構築に資することを目的として本計画を策定する。

### (2) 計画策定の背景

カモシカは本州、四国、九州に生息する偶蹄目ウシ科ヤギ亜科の動物で、日本の固有種として学術上貴重な種である。

旧来から狩猟の対象となっていたが、個体数の減少が懸念されるようになり、大正 14 年の「狩猟法」の改正に伴い狩猟獣から除外され、さらに日本固有種としての学術的価値から、昭和 9 年には「史蹟名勝天然記念物保存法」により天然記念物に種指定され、その後制定された「文化財保護法」により昭和 30 年には特別天然記念物に指定された。

しかし、これらの保護施策と密猟の取締り強化等により狩猟圧から解放されたことや、戦後の拡大造林の進展による良好な餌場の一時的形成などにより、全国的に地域個体群の回復が進んだ。その結果、幼齢造林木や農作物への食害の問題が顕在化し、農林業の衰退と相まって深刻な社会問題となり現在に至っている。

このため、昭和 54 年には環境庁、文化庁、林野庁によるいわゆる三庁合意が交わされ、カモシカの保護と被害防止の両立を図るための方針が示された。

#### 【三庁合意の主な内容】

##### ① 地域指定の天然記念物への移行

地域を限定した天然記念物に指定し保護する方向で対処することとし、これに至る措置として保護地域を設ける。

##### ② 被害防除目的の捕獲の許可

保護地域以外では被害防除を進めるとともに、必要な場合は捕獲を認める。

この三庁合意によって、カモシカについては将来的には地域を定めた天然記念物として保護する方向で対処することとなり、文化庁は順次保護地域を設定している。この保護地域は全国で 15 箇所が設定されることとされており、本州における 13 箇所は既に設定されているが、四国及び九州地域の設定がいまだ完了していないため、天然記念物の種指定から地域指定への転換はなされていない。

また、カモシカの捕獲は、保護地域設定が完了した地域においては、環境庁、文化庁、林野庁による協議（三庁協議）を経て保護地域以外の区域で実施することが認められることとなり、これまでに秋田県、山形県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び本県で実施されている。（ただし、山形県は平成 11 年から休止中である。）

本県においても、カモシカの保護対策が講じられた結果、里山周辺のみならず市街地

においてもカモシカが出現するほどに個体数の回復が進んでいる。他方で、カモシカによる造林木への食害が他県同様に報告されるようになり、昭和 40 年代から造林地での被害が顕著になりはじめた。その後、昭和 55 年前後をピークとして近年は減少傾向にあるものの、依然として被害が発生している状況にある。また、近年では農業被害についても報告されるようになり、人とカモシカとの軋轢が大きな社会問題となってきている。

こうした中、平成 11 年 6 月に鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（現在の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）」が改正され、「保護管理」（Wildlife Management）という概念による特定鳥獣保護管理計画の制度が創設されたことから、捕獲を含む総合的な対策を推進するため、「カモシカ保護管理計画」（計画期間：平成 16 年 12 月～平成 19 年 3 月）、「第 2 次カモシカ保護管理計画」（計画期間：平成 19 年 4 月～平成 24 年 3 月）、「第 3 次カモシカ保護管理計画」（計画期間：平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月）を策定した。なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号）の施行の日において、計画の一部を変更し、第二種特定鳥獣管理計画に位置付け、第 3 次カモシカ管理計画とした。これらの計画に基づき、地域個体群の安定的な維持と農林業被害の軽減を図ることを目的として防除対策の強化や生息環境管理に取り組むとともに、それにもかかわらず被害が軽減しない場合に限り、一定の条件下で管理捕獲を認めることとして対策を行ってきた。

しかしながら、依然としてカモシカによる農林業被害は発生しており、引き続き被害軽減のための対策を講じていく必要がある。そこで、カモシカの適切な管理を図るため、「第 4 次カモシカ管理計画」を策定した（以下「管理計画」という。）。

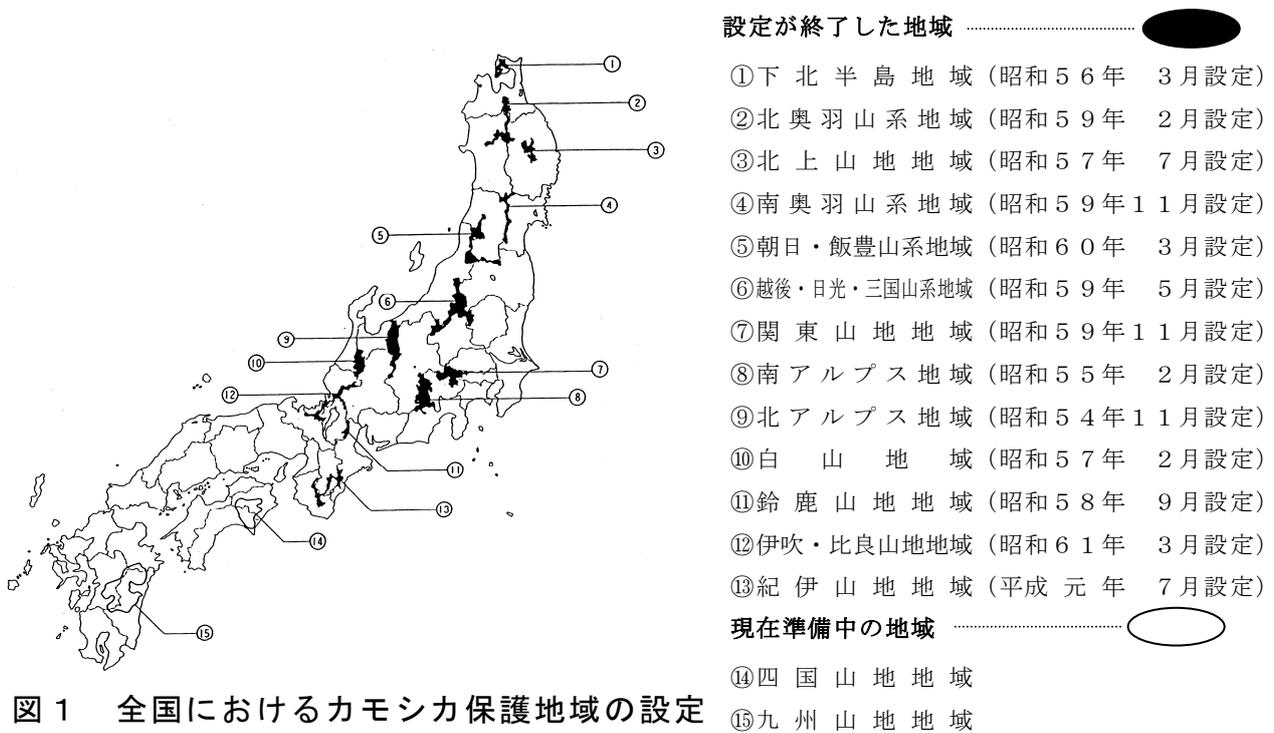


図 1 全国におけるカモシカ保護地域の設定

### (3) カモシカに関する現状

#### ① 生息環境

##### ア 森林の状況

本県の総土地面積 1,527,889ha のうち、その 76.7%に当たる 1,172,463ha が森林であり、北海道に次いで広い森林面積を有している。このうち 42.2% をスギやアカマツなどの人工林が占めている。(平成 24 年 3 月末現在)

この背景としては、昭和 44 年度の 14,469ha をピークとして進められた拡大造林の推進があり、天然林の多くがスギなどの針葉樹林へ転換されてきたことが挙げられる。このような人工林への転換に伴い、カモシカの生息適地である落葉広葉樹林地が減少したが、一方では、造林のための伐採跡地には早期に草本類や低木が生育するため、カモシカの格好の採餌場所ともなっている。

なお、造林面積はピーク時に比べ減少しており、平成 24 年度の民有林における造林面積は 723ha にとどまっている。

表 1 森林の現況 (H24. 3 月末現在)

総土地面積 (ha)	森林面積 (ha)	森林率 (%)	林種別		
			天然林等 (ha)	人工林 (ha)	人工林率 (%)
<u>1,527,889</u>	<u>1,172,463</u>	<u>76.7</u>	<u>677,240</u>	<u>495,223</u>	<u>42.2</u>

##### イ カモシカ保護地域

本県における三庁合意に基づくカモシカ保護地域は、昭和 57 年 7 月に北上山地カモシカ保護地域が、昭和 59 年 2 月に北奥羽山系カモシカ保護地域が、昭和 59 年 11 月に南奥羽山系カモシカ保護地域がそれぞれ設定されている。

表 2 カモシカ保護地域設定状況

保護地域	関係県	設 定 年月日	面積 (km <sup>2</sup> )	う ち 岩手県分 (km <sup>2</sup> )	関 係 市町村	面積 (km <sup>2</sup> )	備 考
北上山地	岩手県	昭和 57 年 7 月	411.68	411.68	盛岡市	166.06	国有林+民有林 国有林+民有林 国有林+民有林 国有林 国有林
					岩泉町	79.26	
					川井村	115.84	
					花巻市	18.72	
					遠野市	31.80	
北奥羽山系	青森県 岩手県 秋田県	昭和 59 年 2 月	1,043.11	213.87	八幡平市	125.13	国有林
					滝沢村	5.97	国有林
					雫石町	82.77	国有林
南奥羽山系	岩手県 宮城県 秋田県 山形県	昭和 59 年 11 月	580.20	12.29	一関市	12.29	国有林

※ 市町村名は設定当時（以下同じ。）



図2 カモシカ保護地域

② 生息状況

ア 生息分布

平成12年度自然環境保全基礎調査等によるカモシカの生息分布は、表3のとおりである。この調査結果では、県内のほぼ全域にわたりカモシカの生息が確認されている。

なお、平成12年度から平成27年度までのカモシカ滅失届出における平成27年度のカモシカ滅失件数は322件となっている(図3)おり、カモシカ発見地域は県北部、県中部、県南部及び沿岸部と県内全域に及んでいる(図4)。

表3 生息区画数及び生息区画率（自然環境保全基礎調査）

総区画数	生息区画数、生息区画率		摘 要
	(1978年)	(2003年)	
701区画	509区画 (72.6%)	655区画 (93.4%)	1978年、2003年ともに 生息区画率は都道府県別 で第1位

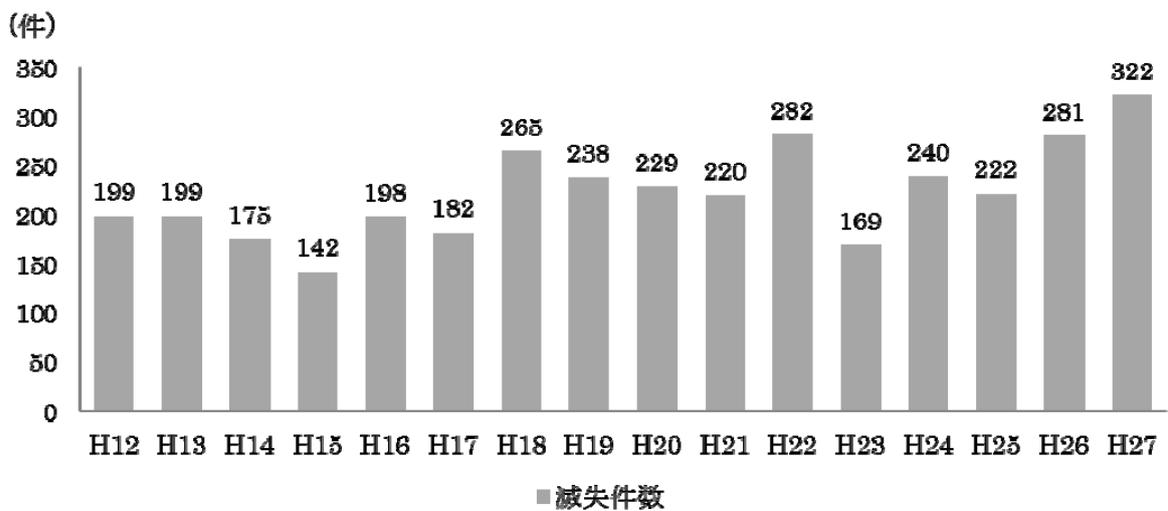


図3 カモシカ滅失件数(死亡個体が発見された件数)

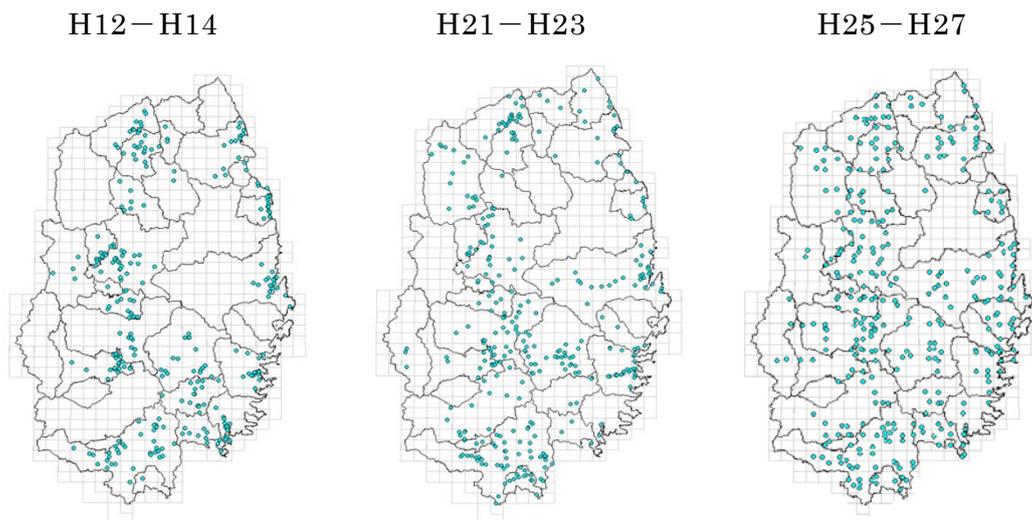


図4 カモシカ死亡個体の発見場所

## イ 生息密度

自然保護課が実施した調査では、平成 15 年度は 2.76 頭/km<sup>2</sup>、平成 24 年度は 0.95 頭/km<sup>2</sup>となっている(表 4、表 5)。調査対象とした地域は、カモシカの被害状況や目撃情報等を考慮し、主に五葉山周辺の市町村を中心としており、全 26 調査地点のうち 23 地点は、平成 15 年度及び平成 24 年度の調査と同じ地点で実施している。

このことから、必ずしも岩手県全域における生息密度を表しているものではないことに留意する必要がある。

なお、過去 10 年間のカモシカ滅失件数の大きな変動は認められていない。

**表 4 平成 15 年度生息密度調査結果**

市町村	調査箇所数	面積 (km <sup>2</sup> )	発見頭数	平均密度 (頭/km <sup>2</sup> )
盛岡市	2	2.304	3	1.30
大船渡市	4	1.316	2	1.52
陸前高田市	4	1.582	7	4.42
住田町	4	2.408	5	2.08
遠野市	4	2.015	11	5.46
釜石市	4	2.329	4	1.72
大槌町	4	1.827	6	3.28
全体	26	13.781	38	2.76

**表 5 平成 24 年度生息密度調査結果**

市町村	調査箇所数	面積 (km <sup>2</sup> )	発見頭数	平均密度 (頭/km <sup>2</sup> )
葛巻町	1	0.436	1	2.29
岩手町	1	0.977	0	0
大船渡市	4	1.316	0	0
陸前高田市	4	1.582	1	0.63
住田町	4	2.213	0	0
遠野市	4	2.015	4	1.99
釜石市	4	2.329	3	1.29
大槌町	4	1.827	3	1.64
全体	26	12.695	12	0.95

なお、調査方法等が異なるため一律に比較できないが、県教育委員会によるカモシカ保護地域特別調査の結果は、表6、表7のとおりとなっている。

表6 カモシカ保護地域における生息密度【区画法】

保護地域	関係市町村	平均密度（頭/km <sup>2</sup> ）		
北上山地	盛岡市、花巻市、遠野市、宮古市、岩泉町	0.43 (1998-1999年)	0.61 (2006-2007年)	<u>0.25</u> (2014-2015年)
		1.33 (1994-1995年)	0.87 (2002-2003年)	0.27 (2010-2011年)
南奥羽山系	一関市	1.38 (1997年)	0.37 (2004-2005年)	<u>0.46</u> (2012-2013年)

(岩手県教育委員会調べ)

表7 カモシカ保護地域における生息密度【観察路調査】

保護地域	関係市町村	平均密度（頭/km <sup>2</sup> ）		
北上山地	盛岡市、花巻市、遠野市、宮古市、岩泉町	1.63 (2003年)	1.27 (2004年)	0.78 (2005年)
		0.14 (2007年)	0.40 (2008年)	0.46 (2009年)
南奥羽山系	一関市	1.07 (2001年)	1.09 (2002年)	0.85 (2003年)

(岩手県教育委員会調べ)

また、ニホンジカ（以下、「シカ」という。）とカモシカは餌資源や生息環境が競合関係にあると考えられており、シカの生息数拡大によるカモシカ生息環境への影響や、それに伴うカモシカ生息域の拡大が懸念されている。北上山地カモシカ保護地域におけるシカとカモシカの生息密度調査結果によると、カモシカの生息密度は2006年調査から減少しているのに対し、シカの生息密度は増加を示している（表8）。

表8 カモシカ保護地域におけるシカ及びカモシカの生息密度【区画法】

保護地域	関係市町村	平均密度（頭/km <sup>2</sup> ）		
			<u>2006-2007年</u>	<u>2014-2015年</u>
<u>北上山地</u>	<u>盛岡市、花巻市、遠野市、宮古市、岩泉町</u>	<u>カモシカ</u>	<u>0.61</u>	<u>0.25</u>
		<u>シカ</u>	<u>0.24</u>	<u>2.42</u>

(岩手県教育委員会調べ)

### ③ 被害状況

#### ア 林業被害

カモシカによる林業被害は、造林木の芽や葉を食べるといった食害であり、主にスギ、アカマツ、カラマツなどで発生している。

県内における林業被害については昭和49年度以降の記録が残っており、実損面積で見ると、昭和54年度の694.73haをピークに、その後は減少傾向にある(図5)。これは、新植造林面積の縮小に伴い食害を受けやすい幼齢林(I・II齢級林、10年生以下の幼木)が減少していることも原因の一つであると考えられる。なお、平成27年度における実損面積は、1.07haとなっている。

また、過去3年間におけるごとの林業被害発生市町村の推移は、図6のとおりである。

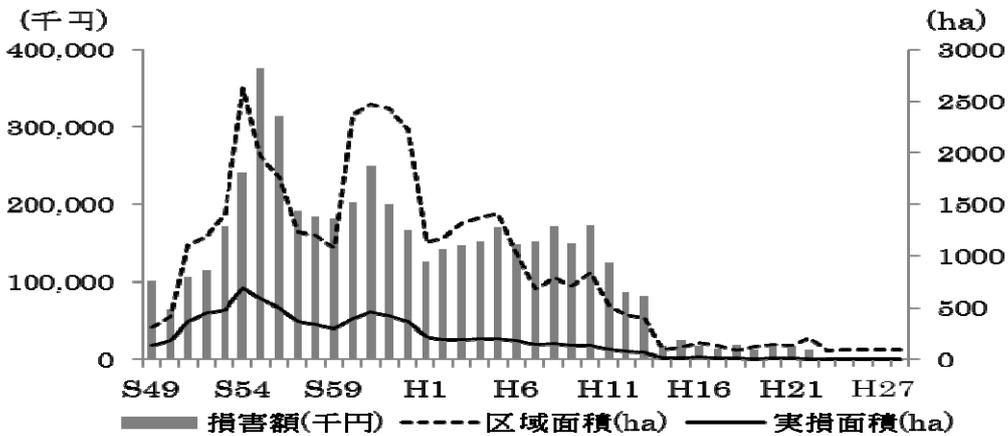
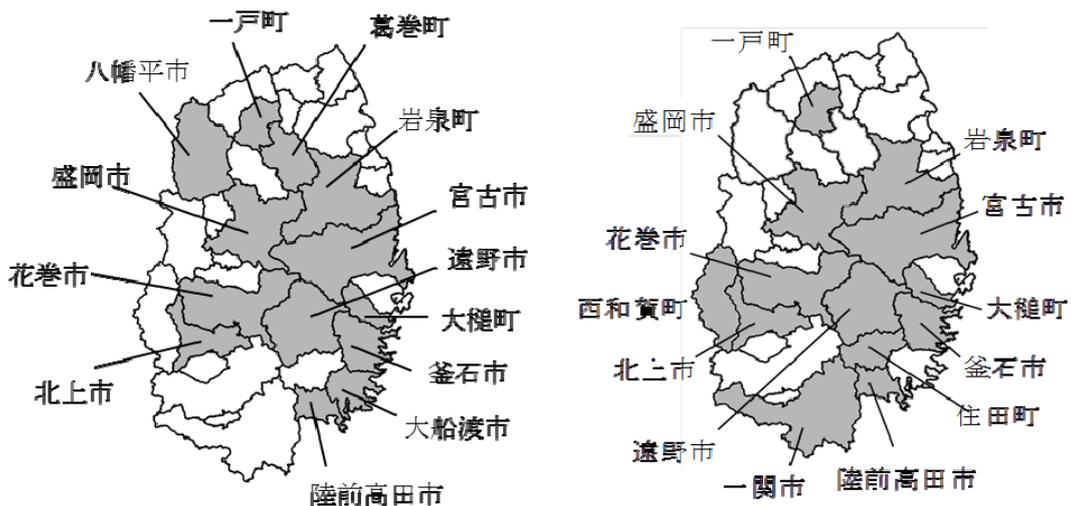


図5 林業被害状況 (岩手県森林整備課調べ)



(H22-H24)

(H25-H27)

図6 林業被害発生市町村 (岩手県森林整備課調べ)

## イ 農業被害

カモシカによる農業被害は、水稻、豆類、野菜、果樹及び飼料作物などの食害である。県内における農業被害については、平成9年度以降の記録が残っており、平成13年度までは変動はあるもののおおむね20ha前後で推移していたが、平成14年度以降は増加傾向を示し、いずれの年度も30ha以上となっている。平成14年度以降は増減を繰り返していたが、近年は概ね20ha前後で推移している（図7）。なお、平成27年度における被害面積は、22.8haとなっている。

過去3年間におけるごとの農業被害発生市町村の推移は、図8のとおりである。

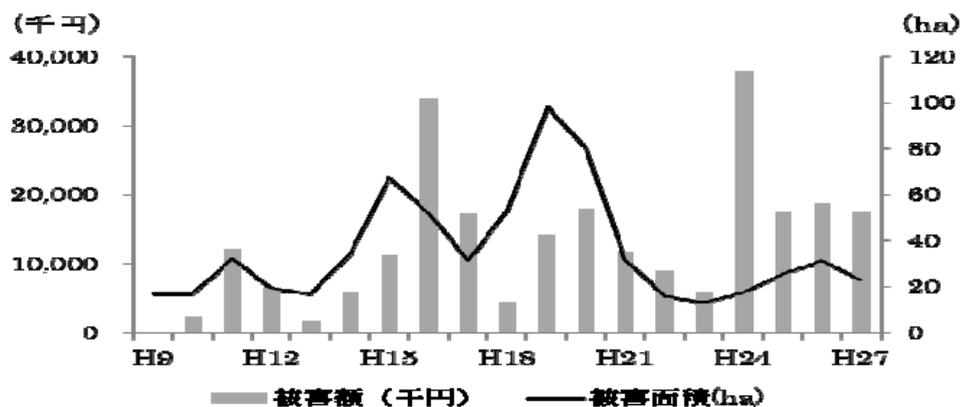


図7 農業被害状況（岩手県農業振興課調べ）

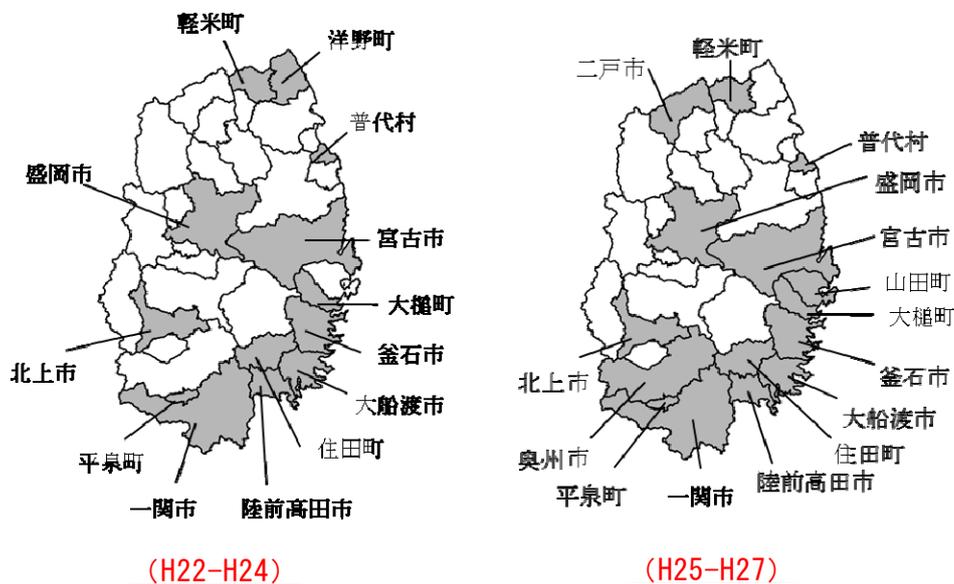


図8 農業被害発生市町村（岩手県農業振興課調べ）

## ウ その他

カモシカによる農林業以外の被害等については、飼い犬に対する被害事例(平成21年度)1件、自宅敷地内に入り込んだカモシカによる人身被害(平成27年)1件となっている。今後も関係機関等を通じて情報を把握していく。

#### ④ 被害防除状況

##### ア 捕獲以外の被害防除の状況

県内で実施されている捕獲以外の被害防除対策は、忌避剤の塗布及び防護柵の設置を中心に行われている。

これらの被害防除対策については、カモシカ保護地域を含む市町村を対象とした文化庁の国庫補助事業と、その他の市町村を対象とした県教育委員会の補助事業があり、平成 27 年度は、忌避剤については 3 市町村 で計 62.82ha の規模で実施されているが、防護柵の設置については、1 市町村 で計 520m が設置されている。平成 24 年度（大船渡市）以降は実施されていない。 この他、忌避剤については補助事業によらない自力での取組みも行われている。

補助事業による過去 5 年間の取組み状況は、表 9 のとおりである。

表 9 被害防除状況

##### 1 忌避剤塗布

	事業量 (ha)	事業費 (千円)	実施市町村
平成 <u>23</u> 年度	<u>83.20</u>	<u>4.704</u>	<u>(保護地域内) 盛岡市</u>
			<u>(保護地域外) 住田町、釜石市、大槌町</u>
平成 <u>24</u> 年度	<u>107.39</u>	<u>4.006</u>	<u>(保護地域内) 盛岡市</u>
			<u>(保護地域外) 住田町、釜石市、大槌町</u>
平成 <u>25</u> 年度	<u>85.62</u>	<u>4.717</u>	<u>(保護地域内) 盛岡市</u>
			<u>(保護地域外) 住田町、釜石市、大槌町</u>
平成 <u>26</u> 年度	<u>95.94</u>	<u>5.487</u>	<u>(保護地域内) 盛岡市</u>
			<u>(保護地域外) 住田町、釜石市、大槌町</u>
平成 <u>27</u> 年度	<u>62.82</u>	<u>3.691</u>	<u>(保護地域内) 盛岡市</u>
			<u>(保護地域外) 住田町、大槌町</u>

##### 2 防護柵設置

	事業量 (m)	事業費 (千円)	実施市町村
平成 <u>23</u> 年度	<u>520</u>	<u>1,008</u>	<u>(保護地域外) 大船渡市</u>
平成 <u>24</u> 年度	<u>521</u>	<u>1,197</u>	<u>(保護地域外) 大船渡市</u>
平成 <u>25</u> 年度	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>実施せず</u>
平成 <u>26</u> 年度	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>実施せず</u>
平成 <u>27</u> 年度	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>実施せず</u>

(県教育委員会調べ)

イ 捕獲の状況

本県では、第1次カモシカ保護管理計画を平成16年12月に策定し、平成17年度以降、通常の被害防除対策を講じても被害が軽減しない場合に限って捕獲を行っている。

これまでの11年間(平成17年度～平成27年度)で、合計27頭が捕獲されている(表10)。なお、捕獲個体の調査結果は表11のとおりである。

表10 捕獲状況

年 度	実施市町村	申請頭数	承認頭数	捕獲頭数
17年度	陸前高田市・住田町	20頭	8頭	8頭
18年度	住田町	6頭	3頭	3頭
19年度	陸前高田市	8頭	6頭	6頭
20年度	住田町	4頭	0頭	0頭
21年度	陸前高田市・住田町	6頭	6頭	6頭
22年度	陸前高田市・住田町	6頭	6頭	0頭 (震災のため中止)
<u>23年度</u>	<u>申請なし</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>
<u>24年度</u>	<u>住田町</u>	<u>4頭</u>	<u>4頭</u>	<u>4頭</u>
<u>25年度</u>	<u>申請なし</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>
<u>26年度</u>	<u>申請なし</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>
<u>27年度</u>	<u>申請なし</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>
合計		<u>54頭</u>	<u>33頭</u>	<u>27頭</u>

表11 捕獲個体の調査結果

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成21年度	平成24年度
<u>陸前高田市</u>	捕獲頭数	<u>4頭</u>	/	<u>6頭</u>	<u>4頭</u>	/
	メスの頭数 (妊娠頭数)	<u>2頭</u> ( <u>2頭</u> )		<u>4頭</u> ( <u>2頭</u> )	<u>1頭</u> ( <u>0頭</u> )	
	平均年齢	<u>二</u>		<u>9.3歳</u>	<u>二</u>	
	主な胃内要物	<u>広葉草本</u> <u>シダ</u>		<u>広葉草本</u> <u>枯葉</u>	<u>広葉草本</u> <u>ササ</u>	
<u>住田町</u>	捕獲頭数	<u>4頭</u>	<u>3頭</u>	/	<u>2頭</u>	<u>4頭</u>
	メスの頭数 (妊娠頭数)	<u>2頭</u> ( <u>0頭</u> )	<u>1頭</u> ( <u>0頭</u> )		<u>1頭</u> ( <u>1頭</u> )	<u>1頭</u> ( <u>1頭</u> )
	平均年齢	<u>二</u>	<u>6.5歳</u>		<u>二</u>	<u>10.0歳</u>
	主な胃内要物	<u>木本非同化部</u> <u>枯葉</u>	<u>スギ</u> <u>木本非同化部</u>		<u>広葉草本</u> <u>針葉樹</u>	<u>針葉樹</u> <u>広葉樹</u>

## 2 対象鳥獣管理すべき鳥獣の種類

### (1) 対象鳥獣

本県に生息する野生のカモシカとする。

### (2) カモシカの生態的特徴

カモシカの体重は成獣でおよそ 30～40 kg であり、シカよりやや小型である。全身は長い体毛に覆われ、体毛の色は灰色、白色、黒色、灰褐色など様々な変異がある。四肢は太く短く、山岳地の急峻な地形で生活するのに適した体型となっている。

植生との関係で見ると、生息分布はおおよそブナ・ミズナラ林の分布と一致しており、シカが低山帯・里山の動物であるのに対して、カモシカは基本的には低山帯上部から亜高山帯に分布する森林性の動物である。ただし、本県では、急峻な海岸線から亜高山帯までの広い範囲で分布が確認されている。多種多様な植物を食するが、一定の範囲を移動しながら嗜好性の高い植物を選択的に採餌する傾向がある。

カモシカは 1 頭 1 頭が単独で生活する社会構造を持つ。群ができることは稀で、子連れや繁殖期のペアなどが見られる程度である。また、1 頭ずつ一定の場所に定着して、同一年行動圏を維持し、他の個体が侵入しようとするとき攻撃して排除することから、いわゆる「なわばり」を持つ動物であると言える。このなわばりは、生息地の状況によって異なるが、概ね 10～50ha 前後であり、一般にメスよりもオスのなわばりの方が大きい。

## 3 計画の期間等

### (1) 計画の期間

計画の期間は、上位計画である第 12 次鳥獣保護管理事業計画の計画期間に合わせて、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。

### (2) 計画の見直し

計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

## 4 対象地域

### (1) 対象地域

岩手県全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。

### (2) 地域個体群の区分

環境省の提案する地域個体群の区分によれば、本県のカモシカ地域個体群は、「十和田」、「阿仁・八幡平」、「真昼山脈」、「栗駒」、「北上」の 5 つに区分されている。この区分は、山塊を基礎として分布の連続性と分布が縮小していた時期の分断状況をもとに区分したものとされているが、必ずしも生物学的に明確な根拠があるわけではない。



## 5 管理の目標

### (1) 基本目標

カモシカは森林生態系の重要な構成要素であり、学術的な価値の高い種として特別天然記念物に指定されていることを踏まえ、管理の基本目標は次の2点とする。

#### ① 遺伝的多様性を含む地域個体群の安定的な維持

ア 地域個体群の状況について、生息分布状況と生息密度を基準としたモニタリングを行い、地域個体群の安定的な維持を図る。

イ 地域個体群の安定的な維持を図るため、隣接県と連携を図りつつ管理を進める。

#### ② 農林業に対する食害の軽減

地域個体群を安定的に維持するという前提から、被害を完全に防止することは極めて困難であるため、捕獲も含む防除対策の費用対効果を考慮しつつ、地域の実情に応じた許容範囲あるいは受忍限度まで被害の軽減を図ることとする。

### (2) 地域個体群ごとの管理の目標

本県のカモシカ地域個体群については、本計画では「北上高地」と「奥羽山系」に区分したが、それぞれの地域について、個別の管理目標を設定しなければならないほどの大きな差異も見られないため、当面は地域個体群ごとの個別の管理目標は設けず、(1)を共通の目標として管理を進めることとする。

### (3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

カモシカは種指定の特別天然記念物であることに鑑み、管理施策としては、防護柵や忌避剤等による通常の被害防除対策（捕獲を除く。以下「通常の被害防除対策」という。）と生息環境管理対策の充実により被害を効果的に防除することを基本とする。

しかし、これらの防除対策を講じても、被害発生地での立地条件等によっては被害が軽減しない場合もある。このような、真にやむを得ない場合に限り捕獲による防除を認めることとする。ただし、捕獲を実施する場合においても、カモシカはシカと比べて捕獲圧に対して脆弱であることに配慮する必要がある。

また、捕獲による防除を行ったとしても、被害発生の要因が除去されない限り新たな個体が侵入し被害発生が継続する可能性もある。したがって、捕獲による被害防除を行う場合でも、通常の被害防除対策と生息環境管理の実施が重要であることに留意しなければならない。

以上の被害防除対策の概念図を図10に示す。

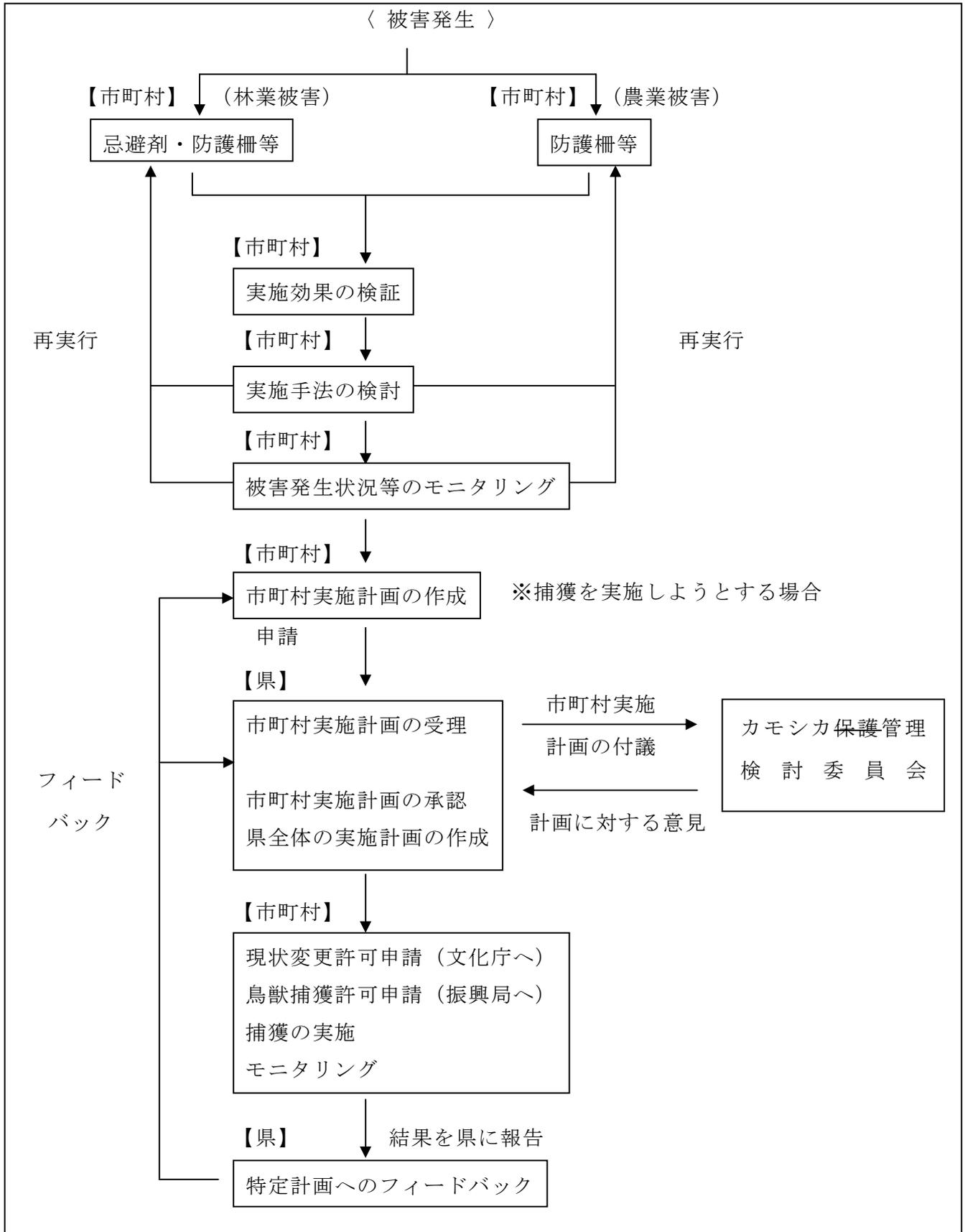


図 10 被害防除対策の概念図

## 6 管理の実施

### (1) 管理のための地域区分

カモシカ地域個体群の安定的な維持を確保しつつ、農林業被害等の軽減を図るため、以下のとおり区分し、管理の取り組みを行う。

地域区分		位置付け	区域
管理地域	重点管理地域	農林業被害対策として捕獲による防除に取り組むことを認める地域	管理地域のうち、カモシカ管理実施計画に定める捕獲実施区域
	人間生活地域	直接、人間とカモシカの接触が起きた場合に、排除及び移動が必要と認める地域	本来カモシカが生息・行動する地域ではない、人間の生活区域
	その他の管理地域	人とカモシカとの共存に資するため、通常の被害防除対策に取り組む地域	上記以外の管理地域
保護地域		地域個体群存続のための保護の中心領域で、原則として自然の推移に委ねる地域	三庁合意に基づくカモシカ保護地域 ・北上山地カモシカ保護地域 ・北奥羽山系カモシカ保護地域 ・南奥羽山系カモシカ保護地域

### (2) 通常の被害防除対策

通常の被害防除対策は、被害を未然に防止するための基本的な施策であり、市町村が主体となって積極的に取り組むこととする。

なお、通常の被害防除対策にはいくつかの方法があるが、いずれも一長一短があるため、防除対象地域の地形や気象条件などに応じた方法を選択することとする。

また、特定の場所のみの実施は周辺地域の被害を招く恐れもあることから、近接する地域で合同実施することが望ましい。

#### ① 物理的防除

##### 【防護柵】

被害防除の対象となる造林地や農耕地を金網や合成樹脂ネットなどの柵で囲い、カモシカの侵入を阻止する方法である。

防除効果の確実性は高く、長期間にわたる効果が期待できる。しかし、設置コストが高く、大面積の防除対象地で実施しないと単位コストが一層高くなるため、費用対効果を考えると小規模な個人の造林地における実施は困難な面もある。

また、風雪などにより柵の一部でも損壊すると、そこからカモシカが侵入してしま

うため、常に見回り等を行い、必要であればすぐに補修するなどメンテナンスが重要である。

#### 【食害防止チューブ】

造林地で行われる防除方法で、幼齢木を一本毎にチューブで覆い、カモシカの食害を防除するものである。

適切に施工すれば防除効果は高いが、植栽木が夏場に蒸れたり、雪によって折れたりすることがあるため、十分に注意が必要である。

### ② 化学的防除

#### 【忌避剤】

忌避剤は、食害の対象となる幼齢木の葉などに散布または塗布し、これを食べたカモシカに味覚刺激を与え、食欲減退効果による食害防除を図るものである。

食害は通年で発生することもあるが、発生が集中する時期が限定されることが多く、食害発生時期を予測し直前に実施することが効果的である。

有効期間は3～6ヶ月程度であり、長期間の忌避効果を期待することはできない。

### (3) 生息環境管理

カモシカの地域個体群を安定的に維持するためには、生息の核となる地域の確保が必要である。県内においても、三庁合意に基づくカモシカ保護地域が設定されているが、これらの保護地域は、県境付近や県中央地域に偏在している。

このため、「いわての森林づくり県民税」による事業や国有林の「緑の回廊」等の各種施策との連携を図りながら人工林の適切な管理に努めるとともに、落葉広葉樹林及びそれに準じた森林を確保できるよう地域の実情に応じてカモシカの生息環境の保全・管理に努めることとする。

なお、これらの生息環境管理の推進に当たっては、農林担当部局が主体となり環境担当部局や文化財担当部局と十分に連携を図ることとする。

また、シカの生息数増加や生息域拡大によるカモシカの生息環境への影響について継続的な調査を行い、実態把握に努めると共に、シカ対策を含めた総合的な対策を検討していく。

### (4) 捕獲による防除

カモシカは、なわばり性の社会構造を持ち、定着性であるため、被害を起こしている個体のある程度特定することができる。また、カモシカによる被害は、幼齢木の食害と、森林に隣接した耕作地における農作物の食害であることから、被害が発生している場所又はその可能性のある場所を、かなりの程度予測し、特定することが可能である。

他方で、生息密度が全体として低い状態でも、被害対象となるものがある場所になわばりを持つ個体がいる場合には、被害が発生しうる。

以上のことから、カモシカの捕獲は、個体数をどこまで減らすかという個体数管理や、生息密度をどこまで抑えるかという密度管理ではなく、個体群が維持される範囲内で、加害個体又はその可能性が高い個体を選択的に排除するという個体管理を基本とする。

**【参考】カモシカの特徴**

- ・ 生息密度の上限が低いため、シカと比較して自然植生に対して強い影響は与えない。
- ・ 定着性が強くなわばりを持つため、被害を起こしている個体がある程度特定される。
- ・ 生息密度が低くても、被害を受ける可能性がある対象が存在する場所になわばりを持つ個体がいれば、被害は発生する。
- ・ 雌雄に外見的な違いがほとんどないため、選択的捕獲ができない。
- ・ 定着性であり増加率が低いため、シカと比較して捕獲圧に対して脆弱である。
- ・ 現在は非狩猟獣であり、狩猟資源としての要求も少ない。
- ・ 林業被害は幼齢木が対象であり、樹高が 1.5～2.0mを超えればほとんど発生しないことから、おおむねⅠ・Ⅱ齢級（10年生以下）の造林地に限られる。
- ・ 生息地が森林であるため、農業被害地は、通常、森林に隣接した場所に限られる。

**【市町村が作成するカモシカ管理実施計画に基づく場合】**

捕獲による防除は、次の手順に従い行うこととする。

① 管理実施計画の作成

農林業被害対策として捕獲による防除を行う場合は、市町村において毎年度、カモシカ管理実施計画（以下「市町村実施計画」という。）を作成することとする。

② 市町村実施計画の作成手順

市町村実施計画を作成する場合には、次の手順に従うこととする。

ア 林業被害の場合

a 被害地区等の図化

次の情報を示した図（縮尺 1/25000 程度）を作成する。

- Ⅰ・Ⅱ齢級の造林地
- 被害発生造林地
- 通常被害防除対策の実施林分及び実施予定林分

b 被害状況の把握

巡視業務（造林検査、下刈り検査を含む。）の際の調査や聞き取り調査等により、被害状況（発生場所、時期、対象樹種、被害の程度等）を把握する。

c 捕獲実施区域の設定

被害発生林分及び被害の可能性のある林分の配置や地形等を考慮して、50～

100ha 程度の区域を設定する。

100ha 以上の捕獲実施区域は原則として設定しないが、被害林分の分布状況によっては、隣接して設定することは妨げない。

捕獲実施区域は、被害発生地の立地条件等を考慮し、捕獲が必要でかつ効果的であると認められる場所に設定することとし、通常の被害防除対策により効果を上げられる場所には設定しない。

d 捕獲数の設定

各捕獲実施区域の年間捕獲数は、原則として1～4頭の間で設定する。

捕獲数の設定は、生息状況等のモニタリング結果や、被害状況等により、被害を起こしている個体又はその可能性の高い個体を推定することにより行う。

イ 農業被害の場合

a 被害地区等の図化

次の情報を示した図（縮尺 1/25000 程度）を作成する。

- 被害を受けている地区の耕作地全体と被害発生耕作地
- 通常の被害防除対策の実施状況及び実施予定箇所（山すそ及び耕作地等）

b 被害状況の把握

現地調査又はアンケート調査等により、被害状況（発生場所、時期、対象作物、被害の程度等）を把握する。

c 捕獲実施区域の設定

対象地域を集落又は字単位で区分したうえで、地形等を考慮し、被害発生耕作地の後背地にある森林について、加害個体が生息していると考えられる概ね 500 m 以内の奥行きを囲み、当該被害発生耕作地を含めて捕獲実施区域を設定する。

100ha 以上の捕獲実施区域は原則として設定しないが、被害発生耕作地の分布状況によっては、隣接して設定することは妨げない。

捕獲実施区域は、被害発生地の立地条件等により通常の被害防除対策を実施しても被害が軽減しないなど、捕獲が必要でかつ効果的であると認められる場所に設定することとする。

d 捕獲数の設定

各捕獲実施区域の年間捕獲数は、原則として1～4頭の間で設定する。

捕獲数の設定は、生息状況等のモニタリング結果や、被害状況等により、被害を起こしている個体又はその可能性の高い個体を推定することにより行う。

③ 市町村実施計画の承認・県全体の管理実施計画の作成

市町村実施計画を作成した市町村は、県に計画を提出することとする。

県は、市町村実施計画についてカモシカ保護管理検討委員会に付議し、その意見を踏まえて市町村ごとの捕獲数を決定し、その範囲で市町村実施計画を承認することと

する。

県は、承認した市町村実施計画に基づき、県全体の管理実施計画（以下「県全体の  
実施計画」という。）を作成することとする。

**【市町村実施計画の承認に当たっての基本的考え方】**

- ・ 捕獲実施区域の設定が適切かどうか。  
（カモシカの捕獲がその区域の被害軽減につながるかどうか。）
- ・ 通常の被害防除対策が十分か。（労力・効率・効果等の観点から十分な対策となっているか。）
- ・ カモシカによる被害が経年的に発生しているか。

**④ 捕獲実施に係る許可申請**

捕獲を実施するためには、事前に、文化財保護法に基づく現状変更許可と法に基づ  
く鳥獣捕獲等許可を得る必要がある。

このため、捕獲を実施する市町村は、現状変更許可については県教育委員会を經由  
のうえ文化庁に申請するとともに、鳥獣捕獲等許可については所管の広域振興局等の  
保健福祉環境部に申請することとする。

**⑤ 捕獲の実施**

市町村は、④により許可を得たときは、被害を起こしている個体又はその可能性の  
高い個体を捕獲するため、適切かつ効果的と認められる期間及び方法により捕獲を行  
うこととする。

**【市町村実施計画に基づかない場合】（生活環境被害に係る捕獲の実施）**

市街地等の本来カモシカが生息・行動する地域ではない人間の生活区域にカモシカが  
出現し、森に戻らない、交通混乱等の生活環境への影響や被害が予想される場合には、  
原則として追い払い又は一時的に収容し、適地に移動させて放獣する。

**(5) モニタリング等の調査研究**

管理計画の不確実性を補い、科学的・計画的な管理施策を推進するため、生息状況や  
被害状況などについてモニタリングを行い、その結果を管理計画にフィードバックする  
こととする。

**① モニタリングの役割分担**

県と市町村は、各々の役割分担に応じた調査項目についてモニタリングを実施し、  
その結果を管理計画等に反映させることとする。

**ア 県が行うモニタリング**

- a 全県的な生息動向（生息分布、生息密度）
- b 全県的な被害動向
- c 捕獲個体の分析

イ 市町村が行うモニタリング

- a 捕獲実施区域における生息状況及び被害状況
- b 捕獲に関する記録
- c 捕獲個体の試料収集

② モニタリングの調査頻度

モニタリングは、その目的や内容に応じて調査頻度が異なり、長期的なモニタリング項目と短期的なモニタリング項目とに分けることができる。

全県的な生息動向については、長期的なスパンでの動向を把握し管理計画に反映させようとするものであることから、おおむね5年毎に実施することとする。同様に、全県的な被害動向についても、調査自体は毎年行うものの、その動向分析については、おおむね5年毎に実施することとする。

他方、捕獲実施区域におけるモニタリングについては、次年度以降の計画にフィードバックすべき内容であるため、捕獲の実施前後における、被害動向及び生息状況等について毎年実施することとする。

③ モニタリングの内容

ア 県が行うモニタリング

- a 全県的な生息動向

【生息分布】

アンケート調査や聞き取り等により分布域を調査する。

【生息密度】

追い出し調査、糞塊調査等により、生息密度を推計する。

- b 全県的な被害動向

農林担当部局で実施している被害調査資料を整理し、被害の動向を把握する。

- c 捕獲個体の分析

市町村が収集した捕獲個体試料を基に、性別、年齢、胃内容、メス個体の妊娠率等を調査する。

イ 市町村が行うモニタリング

- a 捕獲実施区域における生息状況及び被害状況

捕獲実施区域において、捕獲による被害防除効果を判定するため、捕獲実施前と捕獲実施後における生息状況及び被害状況をそれぞれ調査する。

- b 捕獲の記録

捕獲のための出動記録（出動年月日、出動者数、出動時の目撃頭数、捕獲頭数など）、捕獲個体の計測（体長、体重、性別、推定年齢など）及び捕獲位置図を整理する。

c 捕獲個体の試料収集

捕獲した個体から、角、胃内容物、生殖器などの試料を収集する。

④ その他

上記のほか、管理施策を推進するうえで、新たにモニタリングを実施することが必要となる事項が生じた場合には、調査実施主体、調査方法、調査頻度などを検討し、可能な範囲でモニタリング調査を行うこととする。

(6) 管理の推進に係る今後の課題

① 被害把握方法

カモシカ被害とシカ被害を見分けることは難しく、カモシカ被害の調査を行う際どのような方法でシカ被害と区別するかが一つの課題となっている。このため、シカ被害と区別するため、あらかじめ定点カメラ等を活用する等により加害個体の特定に努めることとする。

② 地域個体群維持の指標

地域個体群維持のための生息数又は生息密度に係る指標を設定する必要があるが、現在のところ、これらの指標に係る科学的な知見は十分には得られていない。このため、今後は、これらの指標に係る最新の研究成果をフォローしつつ、適切な指標の設定について検討することとする。

7 計画の実施体制及び普及啓発—管理のために必要な事項

管理計画の目的を達成するため、県及び市町村は、関係機関及び地域住民の理解と協力の下に、各種施策の実施に取り組むこととする。

(1) 各機関の果たす役割

① 県

**【環境担当部局】**

県は、管理計画の作成及び見直しを行うとともに、市町村実施計画の承認並びに県全体の実施計画を作成する。

また、管理施策の適切な実施に資するため、環境担当部局が中心となり農林担当部局及び文化財担当部局との調整を行うとともに、捕獲を実施する市町村等に対して必要な助言を行う。

なお、管理施策の実施に当たっては、環境保健研究センターとの連携を図りつつ、

管理に必要なモニタリング調査を行うとともに、カモシカ保護管理検討委員会から必要な助言を受けることとする。

#### 【文化財担当部局】

文化財保護法の所管課として、特別天然記念物の適切な保護を推進するとともに、三庁合意の進捗や滅失の状況、カモシカ保護地域における生息状況を把握し、本計画への反映を行う。

また、捕獲実施市町村に対して、文化財現状変更申請書作成の支援を行うとともに県全体の申請を取りまとめ文化庁に提出する。

#### 【農林担当部局】

農林業経営者等への鳥獣被害対策に関する補助事業の実施や被害情報の把握を行う等、農林業被害状況把握及び対策に関する事業を推進する。

### ② 市町村

市町村は、各種被害防除対策を実施する他、地域ぐるみの被害防除対策が継続的に行われるための支援を行うこととする。

また、捕獲を実施する市町村は、管理計画の内容に沿った市町村実施計画を作成し、地区猟友会との連携の下に、適切かつ効果的な捕獲に努める。

市町村実施計画の作成及び見直しに当たっては、被害状況や捕獲の効果判定のため必要なモニタリング調査を行うとともに、県が行う調査に対して協力することとする。

なお、生活環境への影響や被害が予想される場合には、原則として追い払い又は一時的に収容し、適地に移動させて放獣する等の対応を行う。

### ③ カモシカ保護管理検討委員会

学識経験者及び関係団体等で構成するカモシカ保護管理検討委員会は、管理計画の作成及び見直し、市町村実施計画等について必要な検討及び助言を行う。

また、県及び市町村が行うモニタリング調査結果の評価・分析を行う。

### (2) 普及啓発

管理計画を適切に推進していくためには、本計画の目的及び内容について広く周知を図る必要がある。特に、カモシカ管理の内容及び手法がシカと異なることや、その前提としてカモシカの生態や特徴及び人との関わりの歴史が考慮されていることについて広く理解を得る必要がある。このため、県、市町村及び関係機関の連携により、この計画及びカモシカの生態等について各種広報媒体等を活用して普及啓発に努めることとする。

市町村は捕獲の実施等に当たっては、地域住民等へ十分な周知を図ることとする。